

令和 6 年 6 月 17 日現在

機関番号：32102

研究種目：研究活動スタート支援

研究期間：2022～2023

課題番号：22K20220

研究課題名（和文）Dual Enrollmentによるカレッジ・レディネス形成に関する実証的研究

研究課題名（英文）An Empirical Study on Dual Enrollment Effect on College Readiness

研究代表者

高野 雅暉（Takano, Masaki）

流通経済大学・学部以外の部局・教育学習支援センター所員

研究者番号：70962398

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 1,500,000円

研究成果の概要（和文）：本研究では、米国の高大接続プログラムである二重登録制度（Dual Enrollment：以下DE）およびDEを主軸とした高大連携型の教育課程を特徴とする早期カレッジ・ハイスクール（Early College High School：以下ECHS）を対象として、近年の動向を把握すると共に、これらの教育効果としてカレッジ・レディネス（College Readiness）の形成という視点から考察した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究は、高大接続研究のいうところの「選抜接続から教育接続への転換」に寄与する点で、学術的な意義を有すると考える。また、近年広く実施されている高大連携プログラムや高大接続を意識した高校教育の活動に対して、カレッジ・レディネスという観点から教育効果に関する理論的視座を提供する点で、社会的な意義を有すると考える。

研究成果の概要（英文）： This study examines recent trends in the dual enrollment (DE) and Early College High Schools (ECHS), which are characterized by high school curricula that prioritize DE. The focus is on understanding the educational effects of these programs, particularly in fostering college readiness.

Regarding the development of college readiness through DE and ECHS, it is hypothesized that students participating in DE experience "anticipatory socialization" through the "authentic experiences" provided in actual college environments. This process integrates their self-identity with the imminent role of being a college student, ultimately fostering college readiness.

研究分野：教育制度、高大接続

キーワード：教育制度 高大接続 カレッジ・レディネス Dual Enrollment

1. 研究開始当初の背景

Dual Enrollment(DE)とは、ハイスクール在学中の生徒が大学の科目を履修するプログラムである。DEでは、基本的にはハイスクールと大学との個別の協定のもと、参加要件、参加費用、講義の内容・場所・方法、単位認定の形式などが決められる。そのため、この個別の協定関係の質が、DEの成果を最も左右するとも指摘される(An/Taylor 2019)。一方で、DEの全米的な拡大を背景として、連邦および各州政府が、DE推進政策を整備している。連邦施策の動向をみると、2015年改正の初等中等教育法であるEvery Student Succeeds Act(以下:ESSA)では、DEが「ハイスクールから大学への移行を円滑にするための方策」として位置づけられ、各州および地方教育行政に対する補助金やアカウントビリティの要素として明記された。また、州政府の動向をみると、現在では48州とコロンビア自治区がDEを州の法令・規則に明記している。そのため米国では、ESSAへの位置づけ以降、連邦・州の法規・高大の協定という3つのレベルが、それぞれ異なる権限と責任を担いながら、DEへのアクセスと質保証にそれぞれ関与していると考えられる。国内の先行研究では、各州のDE政策について詳細に明らかにされてきた一方で、ハイスクールと大学がどのような協定内容を交わしているのかという点については考察が少ない。また、連邦法の位置づけと州政策による強い関与というDEの現代的な特徴を改めて整理する必要がある。

2. 研究の目的

米国のDEを連邦法(ESSA)、州の法規、ハイスクールと大学の協定というレベルに分け、現在の動向を整理しながら、それぞれがどのようにDEを規定し、実践を支えているのかを明らかにする。加えて、とりわけ州によるDEへの関与が強いフロリダ州に着目し、州が高大の協定関係をどのように枠づけているのか確認する。

3. 研究の方法

具体的な手続きとして、第1に、連邦法におけるDEの規定について、ESSAの条文を確認する。第2に、各州によるDEに関する法規を概観したのち、州による施策の傾向を捉える。第3に、フロリダ州を事例として、ハイスクールと大学が結ぶ「DE接続協定」(Dual Enrollment Articulation Agreement)に着目し、その内容が州政府によってどのように規定されているのか、確認する。これらを通して、中央行政、地方行政、高大の個別協定という3つのレベルでそれぞれどのような権限と責任が生じているのか考察する。

4. 研究成果

まず、ESSAにおいてDEは、州と地方教育行政の教育計画への組み込み、およびアカウントビリティが求められていることを確認した。また、すべての生徒を対象とする全校プログラムとして補助金の使途としても認められ、その他、定式補助金や競争的補助金の対象にも位置づけられた。これらからDEが、従来のように限られた生徒を対象としたプログラムを超えて、特別なニーズを持つ生徒や貧困家庭出身者が多い学校向けのプログラム、英語学習者への支援、あらゆる生徒を対象とした拡充教育(enrichment)などの幅広い生徒を対象としたプログラムとして、連邦法に位置づけられたことを意味する。

次に、多くの州の法規において、高度な参加要件が数を減らしたことや、キャリア技術教育のDEを明記されていたことから、州法規レベルでもDEを幅広い生徒層を対象としたプログラムとするという意図がうかがえた。また、数としては多いわけではないが、DEの義務化(教育機関への実施義務)と無償化の傾向を踏まえ、DEを含む高大接続プログラムが機会均等の対象として認識されている可能性を考察した。

最後に、ハイスクールと大学との協定内容について、州の関与と合わせて述べる。フロリダ州では、協定関係について州教育行政が主に規定するのは、ハイスクール(学区)と大学の権限と責任についてであった。その権限と責任については、主に生徒/保護者への周知活動、費用負担、提供科目など、生徒のDEへのアクセスに関わる事項である。

以上を踏まえ、米国におけるDEの政策的な推進が、高大接続にもたらす影響について考察した。DEは、大学入学資格を持たない生徒に大学教育を受けさせるという点で、中等教育と高等教育との境界を曖昧にする仕組みともいえる。連邦法と州の法規によって量的拡大および対象とする生徒層の拡大が意図されることにより、DEは、従来のように成績優秀者の単位取得早期化を意図したものから、ハイスクール教育における進学準備教育の一環として位置づけられ始めている。これにより、米国における高大の曖昧化はより加速すると同時に、その分ハイスクールと大学それぞれの権限と責任は、制度的に明確化される。中等教育にとってDEは、提供できる科目の拡充と生徒のレディネス向上をもたらす。これらは多くの先行研究も指摘するところである。一方で、こうした高大関係の曖昧化および明確化が高等教育にもたらす弊害についても、指摘されている。たとえばThomson(2017)は、DEが拡大されることによる懸念として、大学側が生徒に合わせて学問的なレベルを低下させてしまう点や、制度的に高大の区分を取り除

くことで、大学の教育課程や学習成果に対する外部からの統制が強まり、大学の自律性を損なう点を指摘している。また Liu / Xu(2021)では、コミュニティ・カレッジの学生が DE に参加する生徒と接触することで、学生の成績不振や留年に有意に影響していることを報告しており、Liu / Xu(2021)はこれをピア・エフェクトの結果であると考察している。DE は高等教育機関の教育資源を中等教育にアウトリーチするプログラムであるが、その条件整備の際には、中等教育への恩恵だけでなく、高等教育への負担と影響について勘案する必要性が示唆される。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計0件

〔学会発表〕 計1件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 高野雅暉
2. 発表標題 ESSA 以後の二重登録(Dual Enrollment)に関する州施策の動向 ハイスクールと大学の協定構築への関与を中心に
3. 学会等名 日本教育制度学会
4. 発表年 2023年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------